

議 長 日程第1「議案第32号令和元年度松田町一般会計補正予算（第2号）」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 おはようございます。本定例会4日目、よろしくお願いを申し上げます。
議案第32号令和元年度松田町一般会計補正予算（第2号）。令和元年度松田町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,932万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億3,034万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。
令和元年8月20日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願いをいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

政策推進課長 それでは、議案第32号令和元年度一般会計補正予算（第2号）について、御説明をさせていただきます。

初めに4ページをお開きください。第2表の地方債の補正でございます。1つ目につきましては、町営住宅補修建設事業に伴う地方債の補正でございます。町営の河内住宅外壁塗装工事について、国の補助金の内示額の減少に伴い160万円を増額し、限度額1,010万円とするものでございます。

2つ目になります。交通安全施設等整備事業に伴う地方債の補正でございます。新松田駅南口駅前広場整備事業の町道5号線国庫補助金の内示額により、その額が減少したことに伴い4,720万円を増額し、限度額を1億1,420万円とするものでございます。

続きまして3つ目になります。令和元年度の臨時財政対策債の発行可能額の決定により、1,041万2,000円を減額補正し、限度額を1億6,958万8,000円とするものでございます。

それでは、10ページ、11ページ事項別明細書の2歳入より御説明をさせていただきます。まず、町税、軽自動車税の環境性能割現年課税分でございます。税制改正により、10月1日から新たに導入される税でございます。34万4,000

円を増額補正するものでございます。

続きまして、地方譲与税、森林環境譲与税でございます。193万1,000円の新設の歳入補正でございます。譲与基準は、譲与総額9割に相当する金額を、私有林や人工林面積の10分の5、林業就業者数の10分の2、人口は10分の3の割合で案分されて交付されるものでございます。国税として、令和6年度から課税される森林環境税に伴う町への譲与税となります。10分の10の補助事業でございます。

続きまして、自動車取得税交付金でございます。県に納付された自動車取得税の66.5%を市町村に配分されるものですが、10月の消費税増額に、引き上げに伴い、10月以降は自動車取得税交付金に変わり、環境性能割交付金として歳入されるものです。ここで国の内示がございましたので、427万5,000円を減額補正するものでございます。

続きまして、地方特例交付金でございます。毎年度算定する恒久的な減税に伴う、地方税の減収額の一部を補填するために、地方税に代替的な性格を有する財源として、地方特例交付金等の地方財政特別措置に関する法律に基づいて交付されるもので、ここです、県の内示により金額が決定したので、430万4,000円を増額補正し、総額を1,130万4,000円とするものでございます。こちらにつきましては、個人住民税における減収補填や、環境性能割への変更等による自動車税減収補填、そして軽自動車税の減収補填の措置によるものでございます。

続きまして、子ども・子育て支援臨時交付金でございます。幼児教育・保育無償化に伴うもので、臨時的に交付されるものでございます。主に公立の幼稚園分として一般財で受けるもので、1,266万8,000円を増額補正するものでございます。

次に、地方交付税の普通交付税でございます。自治体間の財源の偏在を調整することを目的に、国が必要な財源の確保と交付税基準を選定を行い、地方行政の計画的な運営を保障するために、地方交付税法の10条第3項に基づき、金額が決定したので、1,619万6,000円を増額補正し、普通交付税総額を8億1,419万6,000円とするものでございます。主な要因としましては、社会保障費

等の増額に伴い、基準財政需要額の増額したことにより、増額補正されるものでございます。

続きまして、分担金及び負担金、民生費負担金、保育所運営費負担金については、10月の消費税増額に伴う幼児教育の無償化による減額補正となります。保育所の運営費負担金、3歳から5歳分、1,224万円の減額、0歳から2歳分につきましては、7万5,600円の減額としまして、総額1,231万6,000円の減額補正となるものでございます。本年度は10分の10、国からの補助が交付されるものでございます。

次に12ページ、13ページになります。使用料及び手数料でございます。教育使用料、幼稚園保育料、松田幼稚園保育料については、327万7,000円を減額補正するものでございます。こちらも10月の消費税増額に伴う幼児教育無償化による減額補正でございます。また、寄幼稚園保育料については、13万9,000円を減額補正し、10月の消費税増額に伴う無償化の減額補正で、総額341万6,000円の減額補正となります。本年度は、こちらも国からの臨時交付金が交付されるものでございます。

国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫補助金の子どものための教育・保育給付費国庫負担金として、こちらは無償化に伴う国からの負担分として、1,244万8,000円の増額補正でございます。内容としましては、子育て支援法に基づく入園している保育施設の給付に係る国庫補助金として、10分の10の補助事業でございます。

続きまして、国庫支出金、国庫補助金、民生費国庫補助金、障害者福祉費国庫補助金、地域生活支援事業補助金41万5,000円の増額補正です。補助率は2分の1と30年度の実績によるパーセンテージで交付されるものでございます。

次に、子ども・子育て支援事業費補助金になります。487万4,000円の増額補正でございます。こちらも無償化に伴う事務費分として、職員の給与、事務職員の給与分等で10分の10の補助事業となっているものでございます。

続きまして、国庫支出金、国庫補助金、土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金については、地域住宅計画分として、先ほどの河内住宅外壁塗装分の国庫補助金の内示により、174万6,000円を減額補正するものでございます。ま

た、新松田駅南口駅前広場整備事業の町道5号線国庫補助金の内示がありましたので、当初予算に対して交付金4,936万7,000円を減額補正するものでございます。この2つの事業の総額5,111万3,000円を減額補正するものでございます。

次に、国庫支出金、国庫委託金、総務費委託金、戸籍住民基本台帳費委託金でございます。中長期在留者住居地届出等事務委託金については、外国人の転入・転出関係事務による委託金でございます。対応件数の増加により、65万3,000円を増額補正するものでございます。

次に、民生費委託金、国民年金事務委託金でございます。こちらにつきましては、町村共同システム改修に伴う補助金16万5,000円を増額補正するもので、こちらについても10分の10の補助事業でございます。内容につきましては、歳出で御説明をさせていただきます。

次に、県支出金、県補助金、民生費補助金でございます。障害者福祉費補助金の地域生活支援事業補助金は、21万円を増額補正するもので、補助率4分の1と30年度の実績によるパーセンテージで交付されるものでございます。

続きまして、民生費補助金の未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時特別給付金事業費県費補助金でございます。事務費分の補助金の3,000円を補正するものでございます。

続きまして寄附金、特定寄附金でございます。松田町在住の方から、教育施設整備事業に対し、寄附を6月21日受けたことにより200万円を補正するものでございます。

続きまして、平成30年度の繰越金の金額が確定したことにより、14、15ページになります。5,354万7,000円を増額補正し、総額1億4,854万7,000円とするものでございます。主な増額の理由につきましては、町民税、当初予算見込みに対する増、そして国庫法定分、そして不用額等に伴う増額となったところでございます。

続きまして、町債、総務費、公営住宅建設事業債、町営住宅補修事業の河内住宅外壁塗装分160万円の増額補正で、国庫補助金の内示の減少によるものでございます。

次に、土木債、交通安全施設等整備事業債として、新松田駅南口駅前広場整

備事業について、町道5号線の国庫内示に伴う減少に伴うものでございます。

4,720万円の増額補正を行うものでございます。

また、臨時財政対策債につきましては、地方交付税とリンクする制度でございまして、地方交付税特別会計の財源不足を穴埋めとして、地方公共団体がみずから地方債を発行させる制度でございます。償還に要する費用につきましては、後年度の地方交付税で措置されるものでございます。ここで、令和元年度の臨時財政対策債の発行可能額の決定に伴い、総額を1億6,958万8,000円とするものでございます。

次に、環境性能割交付金でございます。10月1日より、新たに自動車取得税交付金にかわり、環境性能割交付金として歳入されるもので、230万円の補正をするものでございます。

続きまして、歳出について御説明をさせていただきます。16、17ページになります。総務費、総務管理費、住宅管理費につきましては、町営住宅補修事業に伴う国庫補助金の内示額が決定したことによる財源補正でございます。

続きまして、戸籍住民基本台帳費、一般事務費の委託料につきましては、裏書印字システム機器保守委託料について、残りの6カ月分、4万1,000円及びシステム機器賃貸借料の残り6カ月分24万5,000円を減額をし、新たにここでシステムの機器の購入として107万8,000円を購入することで増額補正するものでございます。こちらにつきましては、住基カードや外国人転入関係事務の迅速化及び適正化に伴い、また、偽造防止対策にも資することを目的に購入するものでございます。総額については79万2,000円の増額補正となります。

続きまして、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費の職員給与費でございます。時間外勤務手当分として167万3,000円を増額補正するものでございます。こちらにつきましては、幼児教育・保育無償化に伴う子ども・子育て支援事業費、10分の10の補助事業でございます。また、繰出金につきましては、介護保険事業特別会計の繰出金935万1,000円を減額補正するものでございます。前年度の介護給付費等の確定したための清算、またシステム改修の町負担分などを含めて繰出金を減額補正するものでございます。

次に、民生費、社会福祉費、障害者福祉費の地域生活支援事業に伴う障害者

相談事業分の賃金120万6,000円を増額補正するものでございます。総合支援法に基づく地域生活支援事業に要する経費に対する補助事業で、幅広い基幹型の相談支援業務として行うものでございます。

続きまして、民生費、社会福祉費、国民年金費、一般事務経費の負担金補助及び交付金でございます。こちらにつきましては、町村共同システム改修に伴う10分の10の補助事業で、16万5,000円の補正でございます。主に、国民年金制度改正に伴うシステム改修事業について、第1号被保険者の産前産後期間の保険料免除等に係るシステム改修費でございます。

続きまして、18、19ページでございます。先ほど、歳入にございました児童福祉総務費の歳入の、未婚の児童扶養手当受給者に対する事務費分による、財源補正でございます。

続きまして、民生費、児童福祉費、児童措置費、子ども・子育て支援事業費475万2,000円でございます。本事業につきましても、保育無償化に伴う給付費負担金の負担分等として充当されるものでございます。臨時雇用賃金や扶助費の施設利用分として補正するものでございます。

続きまして、農林水産業費、林業費、林業振興費の一般事務費、積立金の森林環境譲与税基金積立金として、歳入の森林環境譲与税同額の193万1,000円を積み立てるものでございます。本制度の目的や概要を踏まえて、町の活用計画を定めていき、森林整備や木材利用等の促進、また、担い手の育成確保、地域森林の普及啓発を進めていくために将来の事業量増加に備えて基金に積み立てて事業を推進していくものでございます。

続きまして、土木費、道路橋梁費、委託料、道路用地登記書類作成業務委託料でございます。180万円を補正するものでございます。町営住宅宅地用地の返還に伴う中丸、中河原町営住宅用地内の道路の確定に伴う測量の部分の補正でございます。

次に、都市計画費、新松田駅周辺整備事業積立金については、当初基金計画の令和元年度の新松田駅周辺整備基金積立金として、今回3,000万円を積み立てるものでございます。こちらにつきましては、今後のインフラ整備事業等の財政状況を踏まえながら、町の財政推計を踏まえるとともに、平成30年度の繰

越金等の余剰額が確保されたことなどから、ここで積み立てるものでございます。

続きまして、土木費、都市計画費、都市整備事業費でございます。こちらにつきましては、新松田駅南口駅前広場5号線について歳入、国庫、歳入の国庫支出金の減額及び地方債の増額による財源補正でございます。

続きまして、20ページ、21ページでございます。教育費、教育総務費、事務局費の事務局職員給与費でございます。70万円を増額補正するものでございます。こちらにつきましても、幼児教育・保育無償化に伴う10分の10の補助事業でございます。

続きまして、一般事務経費の負担金補助及び交付金でございます。こちらにつきましては、副食費補助金として2万7,000円。民営の幼稚園に対する副食費の補助金でございます。また、扶助費の幼稚園無償化に係る未移行幼稚園通園者扶助費として15万5,000円の増額補正でございます。こちらにつきましても、本年度は無償化に伴う国からの臨時交付金事業で10分の10でございます。

続きまして、庁用車管理経費でございます。需用費の燃料費でございます。スクールバス運行に伴う事業等の増加により、29万7,000円を増額補正するものでございます。こちらにつきましては、主に当初計画に対し、保護者等からの要望を踏まえた、寄・松田幼稚園の交流事業の増加に伴うものでございます。

続きまして、英語教育推進事業につきましては、入管法の改正、4月1日より行われたために、講師報酬分の56万4,000円を増額し、委託料分のALTプログラムの手配委託料については、61万9,000円を減額補正するものでございます。

次に、教育施設整備事業に伴う積立金でございます。歳入でも御説明したとおり、特定寄附金として200万円の歳入に伴う教育施設建設積み立ての補正でございます。こちらにつきましては、松田町の在住の方からの寄附金を6月21日に受けたものでございます。

続きまして、小学校プール管理経費、需用費、光熱水費53万6,000円。その修繕料といたしまして、22万6,000円の増額補正でございます。漏水に伴う増額補正でございます。これに伴う修繕料と、需用費、光熱水費の増額補正をす

るものでございます。

続きまして、教育費、小学校費、寄小学校費、学校管理費の需用費、光熱水費の電気料分を101万8,000円増額補正するものでございます。旧寄中学校体育館屋内運動場のですね、夜間利用回数の増加や、そのほかの利用頻度が増加したことに伴う電気料の増額分でございます。

続きまして、22、23ページになります。教育費、松田幼稚園費、預かり保育事業補助費、預かり保育料補助費53万6,000円を補正するものでございます。こちらにつきましても、臨時交付金の対象事業のものでございます。

続きまして、寄幼稚園補助費の預かり保育料のものでございます。2万7,000円を補正するものでございます。こちらも臨時交付金対応でございます。

続きまして、予備費につきましては、平成30年度繰越財源分や、無償化に伴う国庫の臨時交付金などに伴い、4,089万1,000円を増額となり、今後の事業想定を含め、総額7,563万円とするものでございます。

続きまして、24、25ページでございます。一般会計の給与費明細及び、26ページから29ページにつきましては、全会計による明細でございます。

続きまして、30ページでは、地方債の前々年度末並びに前年度末における現在高及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。自治法施行令144条に伴う添付させていただいたものでございます。補正後の当該年度末現在高見込み額につきましては、44億8,433万4,000円となる見込みでございます。

以上、一般会計補正予算（第2号）につきまして、よろしく御審議のほどお願いいたします。

- 議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
- 3 番 井 上 何点かあります。まずですね、総体的な部分といたしまして、15ページ、前年度繰越金5,354万7,000円の補正増という形で、繰越金はですね、1億4,854万7,000円となっています。それに関連しまして、23ページの予備費ではですね、予備費の補正として4,089万1,000円を予備費とされております。後年度に松田小学校建設や駅前広場整備事業を控えております。それぞれの松田小学校及び駅前整備事業は、それぞれの整備基金等の積み立ては行われておりますが、

ここで財政調整基金への積み立てを行わなかった理由を説明をいただきたいと思えます。

政策推進課長 今回の30年度の決算につきましては、町のほうといたしましては、余剰金については、まず一度、余剰金として翌年に繰り越すという方向性をさせていただきました。その中で、最終的な31年度の余剰金として、今回は財政調整基金に積み立てていく方針を見据えていこうということで考えております。まず、なぜ積み立てなかったといたしますと、今回ですね、町の財政状況を踏まえて、翌年度にしっかり繰り越していこう、余剰金を繰り越していこうという方針が出ましたので、そこで必ず財政調整基金に余剰金を積み立てるということを町のほうでは選択をしていない状況でございますので、そのまま繰り越していったという方向でございます。

3 番 井 上 ちょっと今の説明、よくわかりません。30年度から、ここで令和元年度の補正予算で、翌年度へもう繰り越しちゃう部分が1億4,800万だというのは確定したわけですよね。それを、なぜ財調にここで積まなかったかという説明が、それは令和2年度へ繰り越すという意味ですか。

政策推進課長 説明がちょっと、申しわけございません。今回、繰り越した1億4,000万超の繰り越しにつきましては、それを財調になぜ積まなかったのかということの質問だと思うんですけど、それは、町の今の財政状況を踏まえて、31年度の方角性も踏まえて、ここでは予備費のほうに積み立てていこうという方針を出したものでございます。先ほどの、そういう部分に積み立てながら、財政調整基金は令和2年度、3年度以降に積み立てていく推計を出しておりますので、その方針で今後もやっていきたいというふうに思います。なおですね、必ず先ほどの駅のほうに積み立てるとか、そういうものは基金の条例上書いてございませんので、あくまでも財政需要の中で、今回、3,000万円、31年度ですね、3,000万円を積み立てたという方向で御理解いただければというふうに思います。

3 番 井 上 もう少しですね、具体的に、31年度というのは令和元年度のことだと思うんですけども、ここでですね、今まで3,000万とか4,000万ぐらい予備費としてはあればいいよというのが、やはり財政担当のほうの町長のお考えだと思う

んですけれども、ここでですね、予備費として7,563万円というふうな金額ですよね。当然、その部分というのは、今まで予備費として3,000万とか4,000万円あれば、一般会計予備費として十分だったという考えの中で、そこで3,000万円程度は上積みといたしますか、財調のほうへですね、積み立てる余力があるのではないかなというふうに考えるんですね。だから、その辺をもう少し具体的なですね、説明をいただかないと、31年度へとか令和2年度へ繰り越す方針だということはわかりますけれども、何のためにというふうなところがね、説明がないんですよ。改めてお願いします。

政策推進課長 今回の予備費に総額7,563万円となったということで、ここで財政調整基金になぜ積んでいかなかったのかという方向なんですけれども、通常ですね、予備費については全体の予算の、松田町は今まで0.5%、総額の0.5%が予備費に持とうということで、今までも積んでいったという状況でございます。ただですね、今回は今後の予備費の監査等でも指摘されたとおりでですね、指摘されたんでございますが、予備費を最大限多く持つことも、今後の町の財政は必要だという観点を踏まえ、またですね、そのものについては、計画的に30…ごめんなさい。令和元年度に駅のほうの3,000万積み立てる計画もございましたので、町としてはその部分を、一度、3,000万円積み立ててですね、その余剰金については、今後の財政需要に伴う事業に充てていこうということで7,500万円を予備費として、今、持ってる状況でございます。以上です。

3 番 井 上 ちょっと理解はできないんですけれども、説明としては同じことを繰り返されているだけですので、財調への積み立てについては、今回そういう意思がなかったということで理解をしました。ただ、財政調整基金というのは、余裕があるときに、なかなか積み立てをしていかないと積み立てはできないものだというふうに理解しておりますので、そういった考え方があるんだということを理解をしていただきたいと思います。

あと2点目といたしましては、補正予算、今さらの話なんですけれども、17ページの中段でですね、戸籍住民基本台帳費の中で、18の備品購入費というのがあります。今回の決算認定なんかもそうなんですけれども、この18備品購入費の下にですね、さらに備品購入費と書いてあって、説明の中だけでシステム機

器の購入だという説明がありましたけれども、本来、この説明欄の下の部分というのはほかの委託料とかのようにですね、これは戸籍住民担当に聞いているわけじゃないんですけどもね、この補正予算書とか決算書の明示の仕方が、もう少しわかりやすくできないのかという要望の中で、これは備品購入費と書くのではなくね、システム機器の購入費というふうに書いていただけないかなということでございます。

あともう1点ですね、21ページの事務局費の中段に、幼稚園・学校教育活動全般に要する経費の下に、20の扶助費、幼稚園無償化に係る未移行幼稚園通園者扶助費。先ほどはこの説明は、保育料の無償化に伴う事業だというだけの説明でですね、これはどういったものか、このちょっと説明を読んでもですね、よくわかりませんので、それに対する説明をお願いをしたいと思います。

教 育 課 長 こちらの扶助費につきましては、私立の幼稚園が、私立幼稚園1名分で行っておりますので、その上限額がですね、2万5,700円×6カ月ということで15万5,000円ということで補正を上げさせていただいたものでございます。

3 番 井 上 私立幼稚園に通っている人が1名いて、それに対する保育料の扶助費相当分だと。それはどういう意味なのか。また、ここに書いてある未移行幼稚園とかがあってというのが、これは私立で保育料を無償としない幼稚園があるというふうな理解なのか、再度、説明をお願いします。

教 育 課 長 こちらの幼稚園につきましては、法律で改めまして説明しますと、無償化の上限額が2万5,700円というふうに決まっておりますので…なので6カ月分なんですけど、未移行というのは、新制度で未移行園に…（私語あり）

政 策 推 進 課 長 まずですね、副食費の補助金につきましては、こちらについては民営の、これ華綾幼稚園の、南足柄の華綾幼稚園に行っている方の対象に、普通はならない部分の2万7,000円を国が、今回、臨時交付金で補填してくれる部分なんですけど、来年度以降は別として、今回は臨時交付金で対応してくれるんですけども、その下、扶助費の未移行につきましても、華綾幼稚園の方が通学している部分について、国の単価は2万5,700円とあるんですけど、その6カ月分を、今回、臨時交付金で対応するための単価として、この15万5,000円の増額となったものでございます。

3 番 井 上 確認なんですけれども、じゃあその南足柄の幼稚園に通っている保護者は、その幼稚園の保育料を負担をしていると。それに対して町のほうは扶助をするという考え方でよろしいんですか。

教 育 課 長 そのとおりでございます。

政 策 推 進 課 長 井上議員御質問の、17ページの備品購入費、確かにそのとおりだと思いますので、以降、気をつけさせていただきたいと思います。

議 長 ほかに。

1 番 平 野 すいません。ちょっと関連で、この、今の副食費というのは、この間の説明では保護者負担ということになったんじゃないかなかったです。

教 育 課 長 私立幼稚園につきましては、補助上限額が4,500円という月額が、上限額がございますので、その6カ月分を町のほうで負担してあげるといようなことで、それも臨時特例交付金で10分の15。今年度につきましては10分の15で補助されるものでございます。その歳出でございます。

1 番 平 野 今の説明がちょっとわからないんですが、もう一度わかりやすくお願いいたします。

教 育 課 長 町内在住で、私立幼稚園に通っております、給食費として実費徴収している費用のうち副食費相当分、これは主食のお米、麺、パン以外のものなんです、そういったものにつきましては国のほうで補助しましょうというようなものがございます、私立幼稚園。その分の4,500円×6カ月というものでございます。

1 番 平 野 この間の説明では…あれはじゃあ、公立。私立は副食費も持つんですか。ああ、そうですか。

政 策 推 進 課 長 公立と保育園の関係なんですけど、今回の公立のほうにつきましては、民営の幼稚園ということで公立なんですけども、基本的に臨時交付金、いわゆる地方特例交付金と同じような感じで一回入ってきます。ただ、今回の保育のほうについては国庫分ですね。国が本当は負担しない部分をさらに負担してくれるよという部分があるんですけど、この同じように、個人の負担分の臨時交付金はまだ数字が固まっていないので、この補正には入っていないことだけはちょっと御了承願えればというふうに思います。（「今度の話は聞いてない。教育のほうの話でしょう。」の声あり）

教 育 課 長 公立の場合はこの前の説明のとおり補助ないんですが、私立の場合は月額の上
上限額4,500円ということで、残り6カ月分補助するというので、この歳入歳
出を見させていただいたところでございます。

議 長 ほかに。納得しました。（「扱いが違うということはわかりました。」の声
あり）ほかに。ほかにございせんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論を省略して、採決を行って御異議ございせんか。

（「異議なし」の声多数）

採決を行います。議案第32号令和元年度松田町一般会計補正予算（第2号）
について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩とします。御報告いたします。休憩中に全員協議会を開きます。10
時より行いますので、大会議室にお集まりをください。以上です。

2 番 田 代 きのうの議会の報告で、一般会計補正予算（第2号）と介護特会補正予算
（第1号）をやるということで、日程の変更が出たと思うんですが、突如全協
というお話で、議題は何ですか。議運の決定事項に対して、よくわからないで
すけど、新しいことがあるようですが。理由を御説明いただいてから、全協を
開くということをお願いします。

議 長 きのうの議運の委員長の日程の中には全協ということは何もうたっていない
ですよ。ですから、ここで暫時休憩をして全協をやって、その後ということで
進めたいと思います。（私語あり）

2 番 田 代 きのうの、要するに認定、決算書の関係で、朝9時から開催予定の決算特別
委員会が実質半日だったわけですよ。それで押されて、まだ報告書も固まって
ないんですよ。だから、本当にタイトな日程なんですよ。私なんてこれが終
わったらすぐに特別委員会をやって、最終日に間に合うような段取りでいた

わけですよ。それがまたそういうことで入ってくる。かなり当初の考えからすると、特別委員会の日程が圧縮されてる。9月議会というのはやはり決算議会ですから、そういった中で、今、急に言われたのはちょっと、私自身はよくわからないです。よろしくお願いします。

議 長 わかりました。局長のほうから説明をさせていただいてよろしいですか。

議会事務局長 議員御存じのとおりですね、この後、追加議案の扱いがあると思うんですけども、それを受け取る時間のための暫時休憩を設けておりました。2まで、日程…本日の日程の2まで進んでしまいますと、本日の日程を全部消化してしまいますので、間に休憩を挟ませていただいて、そこで提案を受け取るというような形をするために休憩を設けていたところです。全協につきましては、町側からですね、少しお時間をとらせてほしいという申し出がありましたので、そういう扱いになりました。

3 番 井 上 それでしたらですね、タイトな日程の中で追加議案の提出の予定があるのであれば、先に議運を開かせていただいて、その中でですね、その日程の調整をしてからですね、全協なり、決算特別委員会を進むかというふうにしたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議会事務局長 現実にはですね、正式に受け取っておりませんので、一回ここで休憩を挟んでいただいて、受け取ってからの処理にさせていただきたいと思います。
(「議運で…」の声あり)

議 長 そうです。議運は開きます。

以上で、暫時休憩とさせていただきます。10時から大会議室で全協を開きます。よろしくお願いします。 (9時43分)